

○岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例

平成19年2月1日
広域連合条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合の派遣職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。）に支給する手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第2条 派遣職員に支給する手当は、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。

(時間外勤務手当)

第3条 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第7条の規定により正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した派遣職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項から第4項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた派遣職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合

を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）が1か月について60時間を超えた派遣職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等条例第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に派遣職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（当該時間が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間である場合にあっては、前項に規定する規則で定める割合から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 第1項及び第3項から第5項の勤務1時間当たりの給与額は、その者の給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。
- 8 前項において、「給料の月額」とはその者が当該派遣された地方公共団体（以下「派遣元」という。）において職員として在籍した場合に受けるべき給料の月額（以下同じ。）とし、「地域手当の月額」とはその者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき地域手当（地域手当に相当する手当と広域連合長が認める手当を含む。以下同じ。）とする。

（休日勤務手当）

第4条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第7項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

- 2 前項において、「休日等」とは、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び勤

務時間等条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第11条第1項により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。

（管理職員特別勤務手当）

第5条 管理又は監督の地位にある職のうち、規則で指定する職にある者が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条、第4条又は第5条の規定に基づく週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項で定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関して必要な事項は、規則で定める。

（特定の職員についての適用除外）

第6条 第3条及び第4条の規定は、前条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある派遣職員には適用しない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日広域連合条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日広域連合条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日広域連合条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月30日広域連合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

